

台風に対する非常措置について

京都市立九条弘道小学校

京都・亀岡地方（または、京都府南部）に「暴風警報」および「特別警報」が発令された場合は、次のように対応いたします。

	措 置	内 容
登 校 前	①自宅待機	◆「暴風警報」および「特別警報」発令中の場合。
	②登 校	◆午前7時までに、「暴風警報」が解除になった場合 →集団登校（いつも通り）・平常授業 給食あり。
		◆午前9時までに、「暴風警報」が解除になった場合 →3校時(10:45) から始業 給食あり。
		◆午前11時までに「暴風警報」が解除になった場合、および ◆午前0時までに「特別警報」が解除になった場合 →午後(13:50) から始業 給食は中止。
③休 校	◆午前11時現在で、まだ「暴風警報」が発令中の場合 ◆午前0時現在で、まだ「特別警報」が発令中の場合 →その日1日 臨時休校	
登 校 後	④下 校	◆「暴風警報」が発令された場合 →「児童引き渡しカード」の下校方法に従い、集団下校希望者は、集団下校。
	⑤校内待機	◆「暴風警報」が発令された場合 →「児童引き渡しカード」の下校方法に従い、希望者は待機。 その後、保護者の来校による児童引き取り。 「特別警報」が発令された場合 →全員待機。保護者の来校による児童引き取り。

*テレビ・ラジオ・インターネット等の報道に注意してください。

*この他の警報（大雨警報など）では、非常措置はとりませんので、ご注意ください。

*学校への問い合わせ電話は、回線が混乱するため、ご遠慮ください。

*学校への児童引き取りは混乱が生じるため、自動車でのご来校はご遠慮ください。

*よく見えるところに、お子さまが卒業されるまで、貼っておいてください。